

平成26年(2014年)10月 那覇市・南風原町環境施設組合議会 定例会

(午前10時5分開会)

○議長(平良仁一)

ただ今から、平成26年(2014年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。会期日程及び議事日程はお手元に前回配布したとおりであります。

諸般の報告をいたします。

平成26年9月7日に南風原町議会議員選挙が行われ、南風原議会より本組合議会に3名の議員が選任されておりますので、お名前を読み上げてご報告いたします。大城 勝議員、花城清文議員、赤嶺奈津江議員、以上、3名の皆様でございます。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長(平良仁一)

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、ただいまご着席のとおり、それぞれ議席の指定をいたします。

○議長(平良仁一)

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において野原嘉孝議員と多和田栄子議員を指名いたします。

○議長(平良仁一)

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、前回配

布いたしました会期日程のとおり、本日、10月29日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日、10月29日の1日間に決定いたしました。

○議長(平良仁一)

日程第4、「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づく投票と同法第118条第2項の規定に基づく指名推選による方法がございしますが、指名推選で行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選で行うことに決定いたしました。

どなたか指名推選する方はいらっしゃいませんか。

○7番(大城 勝)

私は、赤嶺奈津江議員が副議長として適任ではないかと思っております。よって赤嶺奈津江議員を副議長に推選いたします。

○議長(平良仁一)

ただいま大城 勝議員から大城奈津江議員を副議長にとの指名推選がありました。

お諮りいたします。大城 勝議員から指名推選のあった赤嶺奈津江議員を、那覇市・南風原町環境施設組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、赤嶺奈津江議員が、副議長に当選いたしました。

ただいま当選されました、赤嶺奈津江議員が議場におられますので、本席から副議長の当選人であることを告知いたします。

それでは、当選された赤嶺奈津江議員より副議長就任のごあいさつを自席にてお願いいたします。  
○9番（赤嶺奈津江）

ただいま指名推選をいただきまして副議長に選任されました赤嶺奈津江でございます。改めまして先だって9月7日に当選しまして、また今回、当那覇市・南風原町環境施設組合議会の議員として地域の環境を行政の中で、地元新川の出身でもありますので地域の皆様に納得していただける運営に携わっていきたく思います。また、平良議長を支え、皆様方と当組合が発展していくようがんばってまいりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~  
○議長（平良仁一）

日程第5、議案第6号 那覇市・南風原町環境施設組合「監査委員の選任」についてを議題といたします。

なお、本件の審議にあたりましては、地方自治法第117条の規定により、大城 勝議員の除斥が必要でありますので、退席を求めます。

提案者の説明を求めます。上間 諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間 諭）

それでは、議案書1ページと提案理由説明の1ページでご説明いたします。議案第6号 那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について 那覇市・南風原町環境施設組合規約第13条第2項の規定に基づき、下記の者を組合議会の議員の中から選任する監査委員に選任したいので、同意を求めます。

住所 南風原町字照屋290番地2

氏名 大城 勝 昭和24年4月28日生まれ。  
それでは、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年9月27日付けで前監査委員赤嶺奈津江議員の任期満了に伴い、その行為人について、慎重に人選をすすめてまいりましたところ、大城勝議員が監査委員として適任であると思料いたしましたので、那覇市・南風原町環境施設組合規約第13条第2項の規定に基づき議会の同意を得るため、この案を提出いたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号 那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決まりました。

本件の除斥を解除いたします。

休憩いたします。

休憩（午前●時●分）

再開（午前●時●分）

○議長（平良仁一）

再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました、大城 勝議員より選任のごあいさつを自席にてお願いいたします。

○7番(大城 勝)

那覇市・南風原町環境施設組合監査委員として選任されました大城 勝です。これからの任期の期間、誠心誠意監査委員としての役目を果たしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長(平良仁一)

日程第6、議案第7号 平成26年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間 諭総務企画課長。

○総務企画課長(上間 諭)

それでは、提案理由の説明の2ページでご説明いたします。

議案第7号 平成26年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算編成後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ1億4,549万6,000円の増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ32億5,454万9,000円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、1,401万円の減額補正で、平成26年度港湾施設組合借入分起債の交付税措置調整による減額であります。

第4款財産収入は、30万2,000円の減額補正で、自動販売機1台の入札入替に伴う行政財産貸付収入の減額であります。

第6款繰越金は、1億5,792万1,000円の増額補正で、前年度繰越金の合計は、1億5,

792万2,000円になります。

第7款諸収入は、188万7,000円の増額補正で、平成24年9月に接近した台風損害に対する保険金の歳入に伴う増額であります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、7,971万8,000円の増額補正で、一般管理費は職員手当のうち扶養手当43万2,000円、住居手当20万4,000円、期末勤勉手当12万1,000円の増、財政調整基金積立金7,896万1,000円の増によるものであります。

第3款衛生費は、6,577万8,000円の増額補正で、施設整備基金積立金6,300万8,000円の増と委託料における那覇・南風原クリーンセンター外構修繕設計業務委託の277万円の追加によるものであります。

以上が、議案第7号 那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者声あり)

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号 平成26年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の

とおりの可決されました。

〇議長（平良仁一）

日程第7、認定第1号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間 諭総務企画課長。

〇総務企画課長（上間 諭）

それでは、提案理由説明の3ページでご説明いたします。

認定第1号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

平成25年度の議決予算額は、32億3,365万5,000円で、これに前年度繰越額725万4,000円を加えた予算現額は歳入歳出とも32億4,090万9,000円でありました。この額は、対前年度比1億4,817万1,000円の増で、伸び率は4.79%であります。

それでは、歳入決算からご説明いたします。

予算現額32億4,090万9,000円に対し、収入済額は33億51万9,785円で予算現額に対する収入率は101.84%となっております。

収入済額は、前年度決算額と比較して2億9,317万8,811円の増額で、伸び率は9.75%であります。主な要因としては、第3款、財産収入1億5,920万564円の増によるものです。

次に、歳出決算についてご説明いたします。

予算現額32億4,090万9,000円に対し、支出済額は31億3,959万8,412円で、予算現額に対する執行率は96.87%とな

っております。

支出済額は、前年度決算額と比較して2億3,145万897円の増額で、伸び率は7.96%であります。主な要因としては、第2款総務費2,470万6,400円の増と第3款衛生費2億861万635円の増となっております。それぞれの内訳としまして総務費に関しましては、平成24年度環境の杜ふれあいの道路改修工事にかかる費用の全額（725万4,000円）と管理棟、環境の杜のLED取換工事及び電気自動車購入等を平成25年度に繰り越したことによるもの（1,593万4,070円）です。衛生費に関しましては、平成24年度工事棟のLED取換工事にかかる費用を平成25年度に繰り越したこと（1,763万3,000円）と平成25年度定期点検補修工事費等修繕にかかる費用等の増（1億6,627万9,759円）によるものです。

歳出予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた9,831万588円が不用額であります。

歳入決算額から歳出決算額と翌年度繰越額を差し引いた1億5,792万1,373円が平成25年度決算における剰余金であります。

純剰余金の処分方法といたしましては、地方財政法第7条の規定により、2分の1を下らない金額を財政調整基金に積み立て、残額は平成25年度分の積み残しがあった施設整備基金への積立や平成26年度予算の補正財源等に充てることとしております。

以上が、認定第1号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〇議長（平良仁一）

これより質疑に入ります。質疑については、会議規則第46条の規定により、1人3回までいたします。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

認定第1号の周辺まちづくり事業予算の流用について質疑をいたします。同事業は、節項目が6節あるかと思えます。6つのうちの4つの節が流用しております。それはなぜなのか具体的な理由を教えてください。

○議長(平良仁一) 上間 論総務企画課長。

○総務企画課長(上間 論)

多和田栄子議員の議案質疑認定第1号、周辺まちづくり事業費の予算の流用についてお答えいたします。

周辺まちづくり事業費における13節委託料から3節職員手当及び4節共済費への予算の流用につきましては、人事異動におきまして一般職員の配置を予定しておりましたが、管理事務職員の派遣となり給料支払に不足が生じたための流用を行ったものであります。また、13節委託料から12節役務費への流用につきましては、環境の杜ふれあい公園整備事業において都市計画決定及び国庫補助事業認可申請にあたって区域の設定、事業費算出等に必要不動産鑑定評価を行うため流用を行ったものであります。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

ご答弁、ありがとうございました。同事業費は、給与とか人事異動による職員の給料、手数料への流用でありますけれども、財務規則によりますと流用はすることができないという規則があります

よね。私の手元に財務規則事務の手引きというものがあまして、給料、職員手当、災害等諸々、それはできないと欠かれていますけれども、敢えて委託料から流用となっております。流用は、そんなに頻繁に行っているものかどうか。それからして、委託料はそれだけの予算を必要としなかったのではないかとということで、再度質問をしたいと思います。

○議長(平良仁一)

赤嶺一男クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(赤嶺一男)

それでは、多和田栄子議員の再質問で、流用した委託料は必要ではなかったのではないかとという質問に対してお答えいたします。

13節委託料につきましては、環境の杜ふれあい公園の都市計画決定等の事業確定する基本計画業務委託の予算であります。当該予算からの流用は、予算残額を活用して行っております。予算に残額が生じたのは、公園予定区域が当初より調査区域を縮小したことにより同業務委託の設計額が減額となったためのものであります。以上です。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

ただいまの答弁、予算の立て方、見積りが当初から甘かったのではないかと指摘したいと思います。那覇市においても本当に厳しい財政状況なのですね。負担金で運営している状況含めて、もっとしっかりした予算執行をしていただきたいことを指摘して終わりたいと思います。以上です。

○議長(平良仁一)

これで、通告書に基づく質疑は終了致しました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認め、これを終結いたします。

認定第1号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

〇議長(平良仁一)

日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、前回配布いたしましたとおりに派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、前回配布いたしましたとおりに派遣することに決定しました。

〇議長(平良仁一)

日程第9、これより一般質問を行います。

この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割当時間は、答弁を含めて各議員30分いないといたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、一般質問に関する発言の割当時間は、答弁を含めて30分以内といたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

まず、1番目に花城清文議員。

〇8番(花城清文)

それでは、質問させていただきます。まず1点目、環境の杜のトレーニング室及び器具等について質問させていただきます。私もよく環境の杜に行きますけれども、市民の声や町民の声、そこを利用される皆さんからここをこうして欲しいという声が私の耳によく聞えてきますので、市民の声、町民の声を大事にして質問させていただきます。環境の杜は、市民、町民、利用者から非常に喜ばれております。感謝申し上げます。私はトレーニング室を使っています。だいたい2時間です。2時間でびっしょり汗をかきます。そこでコミュニケーションが生まれます。那覇市民の皆さんであるとか、南風原町民の皆さん、先輩であれ、後輩であれ、あるいは私みたいに身体が少し不自由な方も一緒にトレーニング室を利用します。そこで非常に話が弾みますので喜んでます。

それでは1点目ですが、有酸素運動で使用するエレブティカルという器具がありますが、それが壊れて何カ月もなります。この器具は、いつ修理してくれるのか。利用者が分からないというのが不思議ですよね。実際に分かりません。私はだいたい6時ごろから行きますが、利用者が40名から50名ぐらいいいます。器具はだいたい30そこらでしょうか。その器具を利用なさる皆さんは、終わるのを待っているわけです。器具が少なくなると、終わる時間がますます長くなってしまふ。限られたスペースで限られたトレーニング器具ですので、非常に心待ちにしています。それについて、まだトレーニング室に届いていないのでいつ届くのかお答えください。

それから2点目です。腹筋、背筋に使用する小さな器具があります。利用者から聞きましたが、これはずいぶん前の器具で、那覇市の体育館には



新しい器具が入っているそうです。100キロだとか体重の重い人からすると使いづらい、身体の大い人には使いづらい。これを新しいものに交換して欲しいという声でありますかどうか、お答えください。

次に3点目です。トレーニング室に安全管理責任者を配置して欲しいです。先にも申し上げました年配の方、お年寄り、あるいは私のように身体の不自由な方、いろんな方たちが利用しています。ただし、マネージャーと言うのでしょうか、そこを見ているのは非正規職員の女の子たちだけです。ケガしたとき、あるいは器具に不具合が生じたとき利用者からこんなことがあったそうです。自分の家から器具を持ってきて緩んでいるネジを締めて使うとかそんなことがあったそうです。力がなければ、女の子にはできません。そういったものにも対応できる安全管理者をぜひ配置して欲しい利用者からの声がありますがそれはどうでしょうか。

それから4点目です。環境の杜は、那覇市民、南風原町民の還元施設でありますね。市民、町民の還元施設です。ですから、行政財産であります。行政が使うものではなくて市民町民に使わせるものですから、先にも申し上げました、壊れたけれどもそれを何カ月で修理してくるのか、あるいはあたらしいものに取り換えるのか、いつくるのか分かりません。風呂もそうでした。ポイラーでしたか、何カ月か壊れて使えませんでした。せっかく遠い所から、南風原町もそうですが那覇市から車で来るのに、入口で看板に書かれている。風呂が使えません。その看板を見て帰られるのです。そういったケースを何回も見ました。今回のトレーニング室も然りです。利用したいが器具がなかなか使えない。きちんとした対応をやはりやるべきじゃないでしょうか。利用者知らせるこ

とは一番大事ではないか。トレーニング室では全くそれが分かりません。代わりのものがいつくるのか分かりません。市民のための、町民のための施設であれば、その利用される皆さんに対しても行政サービスと言いますか、環境の杜の果す役割といった意味からきちんとやはり知らせるべきです。快く利用してもらうことが非常にだいじではないか、そういったことに対してどうお考えかお聞かせください。以上です。

○議長（平良仁一）

上間 論総務企画課長。

○総務企画課長（上間 論）

それでは、花城清文議員の一般質問、環境の杜トレーニング室及び器具等についての1点目から4点目について順次お答えいたします。

1点目、エレプティカルマシンについてお答えいたします。エレプティカルマシンは、導入から2年間の間に利用者が足を踏み外しマシンの隙間に足を挟まれるという事故が3階発生したため、7月に撤去しております。現在、足の踏み外し防止のため機器の改良中であり、再設置は11月初旬を予定しております。機器の撤去に際し、利用者への周知が不十分だったためご不便をおかけすることとなってしまいました。今後は、撤去理由等の掲示をし、丁寧な対応を行いたいと考えております。

次に2点目、背筋、腹筋に使用する器具についてお答えいたします。環境の杜ふれあいトレーニング室内の器具に関しましては、平成29年6月まで本組合が賃貸借契約を締結しているため、次期更新時に新しい器具の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、トレーニング室の安全管理責任者の配置についてお答えいたします。トレーニング室内は、基本的にスタッフを常時1名配置するこ

ととなっておりますが、無料レッスン開催時等、一時スタッフが不在になることがあるようです。この点に関しましては、改善できないか指定管理者と協議してまいります。なお、トレーニング室スタッフは、採用時の研修や月1回のスタッフ研修時にAED研修や応急処置講習等を行い、万一の際に対応できるよう備えております。

次に4点目、環境の杜は、那覇市民、南風原町民への還元施設であります。そのサービスが低下しないように対応すべきだがどうかについてお答えいたします。当該施設は、供用開始から8年目に入り修繕が必要な箇所も増え、3月には機器の故障により利用者へご不便をおかけすることになりました。今後、修繕費は増大することが見込まれますが、予備費充用を行うには、環境の杜ふれあいの負担金割合が他の負担金と異なるため母体との調整が必要となります。修繕に関しましては、平成25年度に策定しました設備更新工事計画をもとに予算計上を行うとともに、高額な修繕に備え基金を創設したいと考えております。以上です。

○議長（平良仁一）

花城清文議員。

○8番（花城清文）

それでは質問させてください。トータルで言いますが、まず施設の利用者には丁寧に応えて欲しい。先に言いましたように、市民、町民のために使ってもらう施設なので、すべきかどうかではなくて、すべきだと思います。市民、町民のためにしっかりした運営をして欲しい。それをまず心得ておいて欲しいと思います。先に補正予算、基金の創設ということでしたが、例えば耐用年数が5年だとか10年と予想していますが、利用者が多ければ多いほどその耐用年が早く来るかもしれません。では、それに対応できなかつたら、その予算を作るまで待つておくのか。困るのは市民、町

民です。市民、町民に対応できるような施設の運営というものをやるべきだと思っておりますが、その対応ができるような予算であるとか、基金であるとかまず持つておくべきでしょう。そういうような心構えをきちんとして欲しい。それについて先に答弁がありました基金の創設、負担金が違うそうですが、その調整が必要だと思いますが、私からしますとやはり施設の目的が市民、町民のためであるならば、市民、町民へのサービスが低下しないような運営を心得て欲しい。対応を期待しております。

○議長（平良仁一）

続いて、古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。本施設入口の擁壁問題では、裁判問題となっております。その概要を伺います。

○議長（平良仁一）

比嘉和則クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉和則）

それでは、古堅茂治議員の一般質問の1番目、擁壁裁判の概要を問うについてお答えいたします。本裁判は、相手方が平成22年6月に本組合の承諾なしにクリーンセンター搬入道路擁壁の一部を壊すとともに、擁壁裏側の土砂を取り除いて倒壊する危険な状態に放置したことが発端であります。その直後から話し合いを行い、平成23年1月からは本組合の弁護士を交えて示談交渉を進めておりましたが交渉が決裂したため、平成24年4月に本組合が提訴いたしました。平成26年5月26日に第一審の判決が出され、本組合の全面勝訴となりましたが、相手方が控訴したことにより8月26日と9月30日に控訴審が行われ、2回で終結し、判決が11月18日に出される予定となっております。以上です。



○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

次に、環境の杜ふれあい公園事業の進捗状況と、そのなかで出されています住民意見について伺います。

○議長（平良仁一）

比嘉和則クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉和則）

古堅茂治議員の一般質問の2番目、環境の杜ふれあい公園事業の進捗状況、住民意見についてお答えいたします。環境の杜ふれあい公園整備事業は、新ごみ処理施設の建設に伴い、周辺まちづくり事業の一環として本組合で国庫補助事業（社会資本整備総合交付金）を活用して実施するものがあります。当該公園は、都市計画公園であり、今年の3月5日に都市計画決定を行い、4月22日には事業認可を受けて事業に着手しており、平成30年度までに完成する計画となっております。事業の進捗状況としましては、7月に公園の実設計業務委託を発注し、現地測量等を実施しております。また今年度は一部の用地取得も予定しております。今年度末の進捗率は、総事業費ベースで約3%となる見込みであります。

次に、住民意見を把握する方法としましては、実施設計業務において地域の皆さんと一緒に公園づくりを考えるため、ワークショップを開催しております。ワークショップは、これまでに3回開催しており、延べ57人の参加がありました。そのなかで主な意見としまして、①既存の巨木を残す、②園路を周回できるようつなげ、クッション性のあるもので距離表示をする、③運動器具や遊具の設置、④周辺を活かした自然環境の保全、整備等となっております。最終となります4回目のワークショップは、11月19日に予定し

ており、地域の望む公園像をとりまとめて提案していただく予定となっております。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

3回のワークショップで57人の地域住民が参加したと、ところでその地域住民から出された意見を今後どのように反映させていくのか伺います。

○議長（平良仁一）

比嘉和則クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉和則）

古堅議員の再質問、住民意見をどのように反映させていくのかについてお答えいたします。ワークショップで提案される住民意見につきましては、今後、現地測量を踏まえ技術面、それから安全面等の見地から実施の可能性について検討し、実施設計に反映してまいります。当該公園整備にあたりましては、予算的な制限、それから整備後の維持管理も含めて厳しい状況がありますが、できるだけ地域の提案を取り入れ、地域の憩いの場となる公園整備に努めてまいります。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

地域住民の意見、提案を反映して地域に喜ばれる施設として整備を続けると思います。

次に、2014年度焼却設備定期修繕の進捗状況と下請状況を伺います。

○議長（平良仁一）

山里 実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里 実）

古堅茂治議員の一般質問の3番目、2014年度焼却設備定期修繕の進捗状況及び下請状況についてお答えいたします。

はじめに、定期修繕につきましては、本焼却施

設のプラントメーカーであるJFEエンジニアリング株式会社九州支店と平成26年7月25日付け本契約を締結し着工しております。8月18日には1号焼却炉点検を開始しており、10月5日から10月28日までの全休炉期間においては、2号灰溶融炉及び共通設備等の清掃、点検、整備を終え、作業は順調に進んでおり、10月末時点の進捗率は46%となる見込みであります。今後は、3号焼却炉、2号焼却炉、1号灰溶融炉の清掃、点検、整備を順次行い、平成27年3月13日の工期には全工程を完了する予定となっております。

次に、下請状況についてお答えいたします。本定期修繕の請負業者であるJFEエンジニアリング株式会社九州支店と下請負契約を締結している業者数は、今回の修繕における建設業法に基づく届出が必要な1次下請けから3次下請けまで含めまして合計31社あり、そのうち県内業者は13社(約42%)となっております。また、作業員につきましては、契約日から10月22日現在までの作業員数は126人であり、そのうち県内作業員数は78人(約62%)となっております。なお、耐火物やボイラー及び灰溶融炉等の点検、整備につきましては、専門的な技術を要することからその技術を持った県外業者が下請業者となっております。以上です。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

安全・安定運営のために欠かせないのが定期修繕です。県内業者が下請けの42%、それからその作業員の62%が県内です。そういう意味合いで県内業者の果している役割も大きいと思います。ぜひ安全・安定・確実な定期修繕、気を付けて進めていって欲しいと思います。

次に、離島ごみ受け入れの状況と今後の方向性を伺います。

○議長(平良仁一)

山里実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(山里実)

古堅茂治議員の一般質問の4番目、離島ごみの受入状況及び今後の方向性についてお答えいたします。

本組合においては、座間味村のごみ焼却施設不具合に伴い、平成20年度から同村の可燃ごみを受け入れております。過去3年の受入実績としましては、平成23年度が搬入量174.13トンで400万4,990円の収入、平成24年度が搬入量192.29トンで442万2,670円の収入、平成25年度が搬入量152.26トンで417万1,924円の収入となっております。そのほかの周辺離島につきましても、財政基盤が弱く、ごみ処理に係る経費に苦慮していることとあり、栗国村からも本組合へ可燃ごみの受け入れについて要望があります。本組合における今後の離島ごみの受け入れにつきましては、沖縄県が現在進めている「離島ごみ処理広域化調査事業」における本組合の役割を踏まえ、地域住民の皆さまのご理解をいただきながら、可能な限り受け入れを行っていきたく考えております。以上です。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

脆弱な離島遅滞、そこで大きな負担であるごみ問題です。ぜひ余力のある本組合が積極的に受け入れて欲しいと思います。

次に、最終処分場の期限延長などに向けた調整の状況について伺います。

○議長(平良仁一)

山里実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里 実）

古堅茂治議員の一般質問の5番目、最終処分場の期限延長等に向けた調整についてお答えいたします。本組合が管理する最終処分場、那覇エコアイランドは、平成16年度に着工し、平成19年4月から供用を開始しており、7年が経過しております。平成26年3月末時点での埋立の進捗率は約28%となっており、現在の進捗状況では埋立が完了するのは18年後の平成44年6月になる見込みであります。当該最終処分場は、海面最終処分場で那覇港港湾区域に存し、港湾管理者の公有水面埋立の免許を取得し建設したもので、その条件として「埋立に関する工事の竣工の期間については、埋立に関する工事に着手した日（平成16年10月12日）より13年以内（平成29年10月11日）に埋立に関する工事を竣工しなければならない」こととなっております。当該最終処分場を現期限（平成29年10月11日以降使用するためには、竣工期間延長許可を得る必要があることから、期間延長に向けて、現在、港湾管理者の那覇港管理組合と協議を行っているところであります。以上です。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

手抜きなく協議を進めて欲しいと思います。

次に、環境の杜ふれあいは、還元施設です。その還元施設において料金改定が必要なのか伺います。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

古堅茂治議員の一般質問の6番目、環境の杜ふれあい料金改定の必要性についてお答えいたします。

環境の杜ふれあいにつきましては、供用開始から8年目に入り修繕が必要な箇所が増えてきており、今後多額の修繕費用が必要になってまいります。当該費用の確保につきましては、指定管理料を削減し、削減した金額で基金を創設し修繕を行いたいと考えております。そのためには、利用料金の改定が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

還元施設の役割からして、地域住民に負担増となる料金改定については、地域住民の意見をよく聞いて慎重に進めて欲しいと思います。終わります。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

那覇市議会議員の多和田栄子と申します。

それでは、一般質問を通告書にしたがって行います。1点目、環境の杜ふれあい公園事業についてであります。環境の杜ふれあい公園という名が付いていて、公園事業では他の公園にない環境に配慮したかたちのものであることを期待しておりますが、自然とのふれあいや今ある自然環境を活かし保全する努力をどの程度事業に反映しているのか見解をお伺いします。

○議長（平良仁一）

山里 実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里 実）

多和田栄子議員の一般質問の1番目、環境の杜ふれあい公園事業について、自然とのふれあいや今ある自然環境を活かし保全する努力をどの程度事業に反映しているのかについてお答えいたします。環境の杜ふれあい公園は、南風原町字新川に

位置し、那覇市との境界に接する斜面緑地・高台で、その地域は緑に覆われ、敷地沿いを流れる那覇市管理の金城川4号幹線（安里川上流）とその周辺に残る貴重な自然が多様な生物を育んできた場所です。公園整備にあたりましては、これらの自然をできるだけ利用し、既存の地形、巨木等を活用した園路広場等の整備、水辺空間の保全等、自然とのふれあいや今ある自然環境を活かし保全に努め、周辺地域の皆様の憩いの場となる地域の公園を目指して整備を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

ご答弁ありがとうございました。環境の杜ふれあい公園事業というのは、周辺まちづくり事業の一環でありますよね。そのことからして地球温暖化が叫ばれて久しい昨今でありますけれども、公共事業においてもこのことを念頭に置いて実施する必要を感じます。子どもたちのために本当に自然環境を残していく努力を行政はしていかなくてはならないのではないかと常々思っております。先ほどの答弁で地域の住民とワークショップを3回開催し、住民からゲートボール場や遊技場ですか、そういった要望が出ておりましたけれども、それに加えて提案したいと思います。公園周辺の道路に植栽をしたりしてウォーキングロード、そういったものの整備を提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平良仁一）

山里 実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里 実）

多和田栄子議員の一般質問、園路沿いに緑陰となる木を植えてウォーキングできないかのお答えになりますが、公園内を周回できるウォーキング

ロードの整備につきましては、地域からの要望もあり既存木の活用や園路沿いに緑陰を形成する花木等を植栽することで議員ご提案の緑陰のある園路整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

ご答弁ありがとうございました。新川地域は本当に緑が多いということで、私も近くに親戚がいます。行ったりしますけれども、公園整備のその道路に植栽をしてウォーキングロードにする必要はあるかと思えます。そのふれあい公園という親しみやすい名前も付いていますよね。そういったことからして水路も流れているといいし、この機会にぜひ水路を整備していただいて、地域住民が楽しくウォーキングができるような公園を整備して欲しいことを要望したいと思います。

次、2番目に進みます。環境の杜ふれあい料金改定についてであります。この環境の杜ふれあいには、多くの委託料が予算化されています。その委託料は、年間いくらでしょうか。

○議長（平良仁一）

上間 諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間 諭）

それでは、多和田栄子議員の一般質問の2番目、環境の杜ふれあい料金のなかの委託料についてお答えいたします。過去3年の決算額としましては、委託料が平成23年度は2,357万1,100円、平成24年度は2,481万9,250円、平成25年度は2,911万7,250円となっております。以上です。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

年間2,900万円としますね。そうしますと、

3年間の委託料は、9,000万円を超すかと思  
います。委託料は大きな予算です。そのことか  
らしましても委託料というのは私たちの税金から  
の投与だと思います。その委託料の支出は最善で  
はないと私自身思っております。そのためにも利用  
料金の改定が出ていますけれども、その上限額で  
すか、条例改定は本当に必要だと思っております。  
けれども、かと言ってその利用料金が弱者いじめ、  
住民を苦しめる弱者いじめになっては困りますの  
で周辺と調和を図りながら検討していただきたい。  
修繕費や安全管理者の配置など花城議員から要望  
がありました。そういった諸々のことでいろんな  
お金が必要だと思うのです。そのためにも、ある  
程度の料金改定は必要かと要望して私の質問を終  
わります。ありがとうございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

那覇市議会公明党の野原嘉孝です。副管理者の  
城間町長、このたびは職務代理者の責務遂行、ま  
ことにご苦労様でございます。今日は、環境の杜  
ふれあいについてテーマを絞って質問をしたいと  
思いますのでよろしく願いいたします。地域住  
民をはじめ多くの方々に利用していただいている  
環境の杜ふれあいは、オープンして7年が経過い  
たしました。先ほど花城清文議員からもご指摘が  
ありましたように、最近では利用者がたくさん増  
えまして、その利用頻度に応じて補修・修繕を施  
す箇所も出てきているようでございます。そこで  
環境の杜ふれあいの管理・運営について次の質問  
をさせていただきます。

まず、環境の杜ふれあいは、還元施設として建  
設されましたが、その意義と目的について改めて  
確認をさせてください。

次に、今後の修繕計画と必要コストを予想で結

構ですので教えていただきたいと思  
います。

次に、環境の杜ふれあいに特化した基金導入の  
必要性と課題についてをお伺いいたします。

そして最後に、施設に設置されている自動販売  
機の台数と契約形態について、以上4点をお伺い  
いたします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の一般質問の環境の杜ふれあいの  
管理・運営についての1点目から4点目について  
お答えいたします。はじめに1点目、還元施設の  
意義と目的についてお答えいたします。環境の杜  
ふれあいは、新ごみ処理施設の建設に伴う周辺7  
自治会への地域還元施設として平成19年7月か  
ら供用開始しております。スポーツレクリエーシ  
ョン活動等の普及及び振興を図り並びに地域コミ  
ュニティ及び環境学習の発信拠点とすることを設  
置の目的としております。建設当初は、年間7万  
人から10万人の利用者を想定しておりましたが、  
平成25年度には利用者数19万2,047人と  
大幅に上回っており、地域の方々に喜ばれている  
状況でございます。

次に、2点目と3点目のご質問は関連しますの  
でまとめてお答えいたします。今後の修繕計画と  
必要コストにつきましては、平成25年度に策定  
した設備更新計画では、今後10年の間に約1億  
7,000万円の工事費が必要になると予定して  
おります。設備の更新が集中しないよう対象設備  
の重要度に応じて分散し修繕を行う計画でありま  
す。更に、給湯器故障に備え代替機の設置や建物  
の修繕等についても今後検討を行う予定でありま  
す。このように増大する修繕費を確保するため、  
基金を創設する必要がございます。基金創設の課  
題としましては、原資の確保となっております、その

ため利用料金の改定を行い、指定管理料の削減分を基金へ積み立てたいと考えております。

次に4点目、自動販売機の設置台数と契約形態についてお答えいたします。設置台数は物販販売用が1台、清涼飲料等販売用が10台、玩具販売用が6台、合計17台となっております。自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業となっており、業者の選定から収入の管理まで指定管理者が行っております。以上でございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

利用者が年々多くなっている状況は分かりました。それから、今答弁いただきました自販機の件も指定管理者の収入であることも分かりました。これに大変期待していたのですが、それから基金の原資としてこの指定管理料を減らしていきながらそれに追加していきたいというお話だったのですが、更に今後指定管理料を減らしていくと本体からの予算も削られてくるのではないかと危惧をしております。そういうことも踏まえて、環境の杜ふれあいのこの施設から上がってくる収入にはどのようなものがあるか教えていただけますか。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の再質問、環境の杜ふれあいの収入項目についてお答えいたします。環境の杜ふれあいの収入項目は、大きく分けて2つあります。1つは基本事業収入というものと自主事業収入というものがございます。基本事業収入とは、条例に書かれている事業を行って得る収入でございます。条例に書かれていない部分が自主事業ということになります。平成25年度の基本事業収入は、

4,040万8,975円で、主な者としましては浴室収入が2,565万3,230円、トレーニング室収入が627万4,840円となっております。自主事業収入は、2,074万2,005円で、主なものとしましては、生涯学習スクール収入が957万2,850円、ラウンジ収入が538万8,890円となっております。指定管理料を除く平成25年度環境の杜ふれあいの収入合計額は、基本事業、自主事業合わせまして6,115万980円となっております。以上でございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

この基本事業と自主事業ということで、この収入として管理組合に入ってくる認識でよろしいですか。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

これら利用料金の収入は、すべて指定管理者の収入となります。以上です。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

分かりました。自動販売機も残念だったのですが、この基本事業、自主事業も指定管理者の収入ということが確認できました。ありがとうございます。この指定管理料やリース代、更に修繕費等が毎年計上されますけれども、光熱費等はどのような扱いになっていますでしょうか。教えてください。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の再質問、光熱水費等の扱いにつ



いてお答えします。環境の杜ふれあいの水道料金は、指定管理料に含まれています。ただし、電気は、那覇・南風原クリーンセンターより送電しているため、指定管理者の費用負担はございません。以上でございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

ありがとうございます。本来、このクリーンセンターから売電できる料金を無償で環境の杜ふれあいに提供されている。ですから、表面で確認できる予算書以上に施設運営に関する経費が大変費やされているという認識になるのかと思っております。ですから、先ほど多和田議員からもありましたけれども、指定管理料だけで約2,900万円の金額があると、しかし維持するためには、見ていると毎年約4,000から5,000万円を施設に費やしている、吸い込ませている。しかもそこから上がってくる収入、こちら管理組合側の収入としてはないという認識、全くゼロである。公共の還元施設ですから、費用対効果を議論するのは大変忍びないのですけれども、今後のことをしっかり考えていかなければいけない時期にきているのではないかと。先ほどの話、今後10年間で1億7,000万円ぐらいの補修費がかかる、コストを算出しているということでありました。ちなみに、周辺7自治会に対する無料券の配布及び利用状況はどうなっていますか。お伺いいたします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の再質問にお答えいたします。無料優待券は、周辺7自治会へ毎年配っておりますが、年間約8,000枚を指定管理者が4回に分

けて、周辺7自治会へ世帯数に応じて配布しております。自治会での配布方法に関しましては、自治会に任せている状況であり、主に利用状況はおおむね60%の利用率となっております。

それと先ほど質問のなかにありました電気は、われわれが送電して無料でやっておりますが、年間でおおむね87万1,980kWhということで、われわれの売電価格で計算しますと、おおむね958万2,980円に相当する金額でございます。以上でございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

それでは、ちょっと想定なのですがけれども、基金を設立したとして、その積み立てがなかなかいかないで、今後この環境の杜ふれあいの老朽化が進んだ場合、どのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の再質問、基金等ができずに老朽化が進んだ場合どのような事態が想定されるかでございますが、基金が創設できなかった場合、環境の杜ふれあいの機器修繕など修繕の費用が捻出できませんので、そうなりますと壊れても直せないとか建物が汚くなくても修繕ができないとか利用者にご不便をおかけすることになります。そのような状況になりますと、年々、利用者の減少が想定され、施設の運営が困難になっていくと想定されます。以上でございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

ありがとうございます。基金の設置はぜひやる

べきであると考えております。そして、環境の杜を存続させるため、住民サービスとして存続させるために、ちょっと飛躍するかもしれないのですが、けれども次の提案をしたいと思っておりますのであとで見解をお伺いしたいと思います。

まず、指定管理料金をこちら側が払っておりますけれども、逆に施設をリースしてもらい、要するに収入をいただくというような発想、これが1点目です。当然、相手があることではありますけれども。次に2点目、電気料金を支払っていただく。単純な話です。次に3点目、これも相手があることなのですが、ネーミングライツとして看板代をいただく。以上3点、このような収入を得て基金に積み立てて施設の保全管理に充てる。周辺7団体にはこれまでどおり無料券を配布する、これは当然であります。そのほかの那覇市民、南風原町民には、申請をしていただく方に例えばサービス券等を配布して還元施設としての役割を継続する。もちろん、この場合の経費はこちら側負担、委託料がなくなる代わりに、この分は住民サービスを確保するという還元施設としてのサービスを低下させないためにもこの分はこちらで負担する、公費で負担する。ただし、先ほど無料券とありましたが、これを負担する場合、例えば100%上げたら60%しか使っていないとありました。この60%分の支払というような経費負担にしてもいいのではないかと思います。当然、こういったことは直ちにはできないと思っておりますけれども、将来展望としてこのように考えをまとめてみましたが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の再質問、環境の杜ふれあいの将

来展望についてお答えいたします。環境の杜の運営は、指定管理料と収入で成り立っております。利用料金を徴集しても足りない分が指定管理料を固定しているような状況でございます。そのなかで、指定管理者から逆に賃借料やネーミングライツ、あとは電気料金を徴収していくということは、われわれにとっても非常に望ましいかたち、理想的なかたちであると考えております。しかし、現在の運営状況を見ますと、われわれからお金を出さないと経営が成り立っていない状況ですので、今すぐということは困難かと思っております。ですが、第一段階としまして今払っている指定管理料をまずは削減をしたい。第一段階としましてその削減をまずは行っていきたい。その後、段階的に指定管理料をどんどん減らして行って、最後にはゼロ、次には電気料金の徴収というところまでいければ非常に望ましいかと思っております。第一段階は、委託料、管理料の削減を目指していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

ご答弁ありがとうございます。あくまでもこれは還元施設としてのサービスが低下しないことを大前提に置いての話であります。また、当然相手があることなので、多く利用していただきながら運営をしていく。このまま先細りになると、結局使えなくなって売却しなければいけない、手放さなければいけない、結局住民の憩いの場がなくなっていくというようなことを私は危惧しておりますので、どうしてもこのような考え方があることを考慮していただきたいと思っております。それから、指定管理者は成り立っていないということで、先ほどの数字を見ていると電気料の算定、自動販売機の収入、また自主事業などそういった事業も

約6,000万円近くの金額が計上されているとなると、大変儲かっているのではないかという感覚を受けてしまったのです。中身を見せていただいているので何とも言えなのですけれども、しかし、ちゃんと交渉すれば事業者としてそれを検討すると言うか、自分で作らなくてもいい、自分で原料を買わなくていい、施設がある、お客さんがついている、素晴らしい施設がそこにある、これをこのぐらいでリースできませんか若しくはやりますと手を挙げるところがあるか積極的に交渉していくなかで先ほど言った考え方を一つ一つ積み上げていって、最終的には半永久的に環境の杜ふれあいを継続していきながら住民の皆さんにもふれあいの場を提供する。このような方法を考えて議論をたくさんしていただくことだと思います。今後ともしっかり協議しながら、また住民の皆さんの意見も聞きながらやっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（平良仁一）

これで、通告書に基づく一般質問は終わりました。これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定によりその条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成26年度10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時24分 閉会）

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

